

市有地の管理等に関する審議会会議概要

1 開催日時

平成29年8月2日（水） 午後2時から午後2時50分まで

2 開催場所

成田市花崎町760番地
成田市役所 議会棟3階 第三委員会室

3 出席者

(委員)

喜久川会長、作田委員、菊地委員、諸岡委員、伊藤委員

(事務局)

野村総務部長、小川管財課長、藤澤管財係長、石澤副主査、木下国家戦略特区
推進課長、藤崎国家戦略特区推進係長、石原主任主事

4 議題

(1) 会長の選出について

(2) 市有財産（土地）の無償貸付について

1. 貸し付ける土地

成田市畑ヶ田字地蔵前852番 外7筆

7,260.89㎡

2. 貸し付ける相手方（以下「大学」という。）

栃木県大田原市北金丸字上ノ原2600番1

学校法人国際医療福祉大学

理事長 高木 邦格

3. 転貸する相手方（以下「機構」という。）

成田市公津の杜4丁目3番地

一般社団法人成田国際医療都市機構

代表理事 渡邊 勝彦

4. 貸付期間

平成29年10月1日から平成59年3月31日まで

但し、上記1に記載した土地に限る。

5. 提案内容

現在、成田市畑ケ田に係る土地30筆については、医学部の校舎、附属施設である病院等を設置するため、大学に対して、無償貸付けを行っている。また、同施設等を建設するため、機構に対して、転貸の承諾を行っている。

この度、公衆用道路等であった土地について、大学より追加で無償借用及び転貸をしたい旨の申し出があったため、賃料を無償として、従前の土地使用貸借契約を変更する契約を締結することで、追加で貸付けを行いたいと考えている。

5 議事（要旨）

諮問第一号「市有財産（土地）の無償貸付について」に対して、その内容につき事務局から説明を行い審議した。委員からの主だった意見として、「機構の市に対する土地の返還や損害賠償に係る責任が明確になるようにすべきである」「道路機能を廃止しても差し支えないか」「大学と機構の土地転貸借契約書を確認しているか」などの発言があった。

検討の結果、「大学に対して、医学部の校舎、附属施設である病院等の用地として、本件土地を無償で貸し付けること、また、同施設等を建設するため、機構に転貸することは、適当であると判断する。」との答申がなされた。

また、附帯意見として「転貸先である機構の市に対する土地の返還や損害賠償に係る責任が明確になるように、機構が市に対して直接的に責任を負う旨の文書を收受すること等を検討されたい。」と付された。

6 傍聴について

傍聴者 2人